

提出された意見及びそれに対する考え方

提出された意見	意見に対する考え方
<p>電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）の各一部を改正する省令案並びに関係する告示の一部を改正する告示案に賛成いたします。</p> <p>今回の電波法施行規則等の一部改正に伴い、日本においてミリ波を応用した無線システムに対して 57GHz から 66GHz という周波数割当てが行われることは、世界各国におけるその配置周波数との共通性（ハーモナイゼーション）を実現することになり、日本がこの分野においてグローバルな技術の開発とビジネスの展開を行っていく上で大変重要なことと考えます。</p> <p>今回対象となる周波数帯において、多くの日本企業が参加している WiGig アライアンスが 60GHz 帯無線システムのグローバルな技術仕様の策定を進めており、実用化も間近と思われます。本改正により新たに 2GHz の帯域が割当てられたことは、WPAN（ワイヤレス・パーソナルエリア・ネットワーク）をターゲットとした高画質ビデオコンテンツの無線伝送など、ユーザに対して新しい経験とサービスを提供できる新たな市場を構築していく上で、十分な帯域を確保できるという観点からも大変喜ばしいことと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【インテル株式会社】</p>	改正案への賛同意見として承ります。

電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）の各一部を改正する省令案並びに関係する告示の一部を改正する告示案に賛成いたします。

60GHz 帯を用いた映像データ伝送等の特定小電力無線局は、昨今のコンテンツの大容量化、映像機器の多様化及びライフスタイルの変化に伴い、今後急激に増加することが期待されています。その際、主要市場と思われる米国及び我が国の周波数割当において、現在は共有できるチャンネルが 2ch しかなく割当が異なっており、海外市場のみをターゲットとする諸外国企業と比較すると日米両方への市場展開を見込み各々の割当に応じた機器を開発する必要がある日本企業の場合は二重の投資体力が必要となるため、競争力の面で不利になる恐れがありました。今回の周波数割当拡張によって、機器製作上の国際競争力の強化が図られるとともに、電波有効利用が進むものと期待します。

また今後も、他の様々な無線システムについて、国際競争力の強化及び機器普及の加速による電波有効利用の推進のため、欧米をはじめとする諸外国との周波数の協調を進めていただけることを併せて期待しています。

【パナソニック株式会社】

改正案への賛同意見として承ります。

なお、頂いた御要望については今後の施策の参考とさせていただきます。